

指名停止措置の概要

1	指名停止措置業者名及び住所	
	指名停止措置業者名	名鉄観光サービス株式会社 代表取締役 拝郷 寿夫
	住所	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
	登録番号	3330
	指名停止措置期間 令和6年6月6～令和6年12月5日（6ヵ月）	
指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
事実概要 青森市の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第4（独占禁止法違反行為） 3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき	当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内

問合せ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
------	--